

舞鶴市配偶者等からの暴力の防止及び 被害者の保護・自立支援に関する計画

第3次舞鶴市 DV 対策基本計画

舞 鶴 市

はじめに

配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス(DV)）は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女共同参画社会実現の妨げとなっています。また、DVは、直接の被害者のみならず、その家庭環境の中で育った子どもに対しても、心身の成長・発達に深刻な影響を及ぼすと言われています。

舞鶴市では、「舞鶴市男女共同参画推進条例」及び「舞鶴市男女共同参画計画（まいプラン）」に基づき、平成 26 年度に「舞鶴市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画」を策定、令和 2 年度に「女性のための相談室」を開設、同 4 年度には府内市町村で初めてとなる「配偶者暴力相談支援センター」を設置し、DV の防止及び被害者の保護並びに自立支援を行ってきました。

そのような中、相談窓口が広く周知されたことや、コロナ渦において被害が顕在化したことなどから相談件数は増加しており、その中でも、なぐる・けるなど身体的な暴力だけでなく、言葉や態度で相手を追い詰める精神的暴力が相談件数を押し上げており、相談の実態に沿った支援を行うことが必要となっています。

第 3 次計画においては、これまでの取組みの成果や課題、社会情勢の変化を踏まえ、相談支援体制の充実と、関係機関との連携強化により、相談から自立まで被害者の立場に立った切れ目のない支援の実現を目指します。

人権が尊重され、誰もが安心して暮らせる社会の実現に向け取り組んでまいりますので、皆様のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

あとになりましたが、本計画の策定にあたり、多大なお力添えをいただきました舞鶴市男女共同参画審議会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をいただきました多くの市民の皆様並びに関係者の皆様に厚くお礼申し上げます。

令和 7 年 4 月

舞鶴市長 鴨田 秋津

目 次

I	基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	1. 計画改定の趣旨	
	2. 計画の位置付け	
	3. 計画の期間	
II	策定の視点・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
	1. 暴力を許さない社会の実現	
	2. 被害者の状況に応じた継続的な支援の実施	
	3. 社会情勢の変化に応じた対策	
	4. 関係機関等との連携協力体制の強化	
III	現 状・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
	1. 取組みの経緯	
	2. 本市のDV相談の状況	
	3. 市民のDVについての意識	
IV	計画の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・	20
V	計画の内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・	21
	基本目標1 暴力を許さない意識づくりの推進・・・・・・・・	21
	主要施策(1) DV防止に向けた市民・事業所等への啓発	
	主要施策(2) 子どもや若い世代への教育・啓発	
	基本目標2 DVに気づく環境づくり・・・・・・・・	23
	主要施策(1) 暴力に苦しむ被害者に向けた情報提供	
	主要施策(2) 被害者を理解し、孤立させないための気づきの促進	

基本目標3 総合的な相談・保護体制の充実・・・・・・・・・・25

主要施策(1) 相談体制の充実・強化

主要施策(2) 相談に関する関係機関との連携

主要施策(3) 緊急時における被害者の安全確保

主要施策(4) 被害者等の情報管理の徹底

主要施策(5) 保護命令等に関する支援

基本目標4 自立のための継続的支援体制の確立・・・・・・・・・・28

主要施策(1) 被害者への自立に関する支援

主要施策(2) 被害者への心理的な支援

主要施策(3) 被害者の子ども等に関する支援

基本目標5 関係機関との連携強化・・・・・・・・・・30

主要施策(1) 市における体制の整備

主要施策(2) 関係機関、関係団体との連携・協力

主要施策(3) 職員等に対する研修

主要施策(4) 調査・研究の推進

主要施策(5) 苦情処理体制の整備

参考資料

1. 相談機関一覧・・・・・・・・・・33

2. 計画の策定経過・・・・・・・・・・34

3. 舞鶴市男女共同参画審議会委員名簿・・・・・・・・・・35

4. 関係法令・・・・・・・・・・36

I 基本的な考え方

1. 計画改定の趣旨

◆配偶者等からの暴力に対する基本的考え方

配偶者や交際相手（以下「配偶者等」という。）からの暴力（ドメスティック・バイオレンス。以下「DV」という。）は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。被害者の多くは女性であり、その背景には家庭や職場等社会における男女の固定的な役割分担、経済力の格差等、男女が置かれている状況や過去からの女性差別の意識の残存があるとされ、男女共同参画社会実現の妨げとなっています。また、DVの多くが家庭内で行われることから潜在化し被害が深刻化しやすいという傾向があり、さらには、子どもの目の前でされるDVは子どもの脳に悪影響を与え、心身の成長と人格形成に重大な影響を与えていると言われています。

さらに、交際相手からの暴力、いわゆるデートDV（※1）も許されない行為です。特に若年層ではSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の急速な広がり等により、被害の形態は多様化しています。

また、近年においては、身体的暴力だけでなく、大声でどなる、人格を否定する、生活費を渡さないなどの精神的暴力や経済的暴力に関する相談が増加傾向にあります。

このような状況を改善するために、まずは、配偶者等からの暴力を防止すること、被害が起こってしまった場合には、被害者の保護・自立支援に向けた取組みや子どもを含む同居者等への総合的支援が必要です。さらに、同性カップル間の暴力や被害者が男性・外国人・障害のある人などの場合があることにも留意が必要です。

さらに、市民一人ひとりがDVは誰にでも起こりうる問題であるという認識を持ち、DVを容認しない社会環境づくりも求められています。

◆（参考）国・府の動き

男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、21 世紀の我が国の社会を決定する最重要課題として、1999 年（平成 11 年）6 月に制定された男女共同参画社会基本法（以下「基本法」という。）の前文に位置付けられています。

基本法では、基本理念に男女の人権の尊重を掲げておりますが、これを踏みにじるものとして、配偶者等からの DV の存在があります。

国においては、2001 年（平成 13 年）4 月に、DV の防止及び被害者の保護を図ることを目的とした「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下「配偶者暴力防止法」という。）が制定され、2004 年（平成 16 年）12 月には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」（以下「基本方針」という。）が定められました。

2007 年（平成 19 年）7 月の配偶者暴力防止法の一部改正では、市町村における基本計画の策定が努力義務とされ、2013 年（平成 25 年）7 月には、これまで法律の対象とされていなかった生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても法の適用対象とされました。

2024 年（令和 6 年）4 月には、保護命令制度（※2）について、保護命令を申し立てることができる被害者の範囲に「自由、名誉又は財産」に対する加害の告知による脅迫を受けたものが追加、発令要件を「更なる身体に対する暴力又は生命・身体・自由等に対する脅迫により心身に重大な危害を受けるおそれ大きいとき」と、申立てることができる被害者の拡大をはじめ、保護命令の種類の拡大、命令有効期間の伸長等、制度拡充の法改正が行われました。

また、同年同月、女性が直面している問題が多様化・複雑化、また複合化するなか、相談から保護・自立支援までの多様な支援を包括的に提供する体制の整備や、人権の擁護、男女平等の実現を理念とする「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（※3）」が施行され、本法の支援の対象者には配偶者暴力被害者も含まれています。

京都府においては、2024 年（令和 6 年）3月に策定された「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画」（第 5 次）（以下「京都府DV計画」という。）に基づき、DVの防止と被害者の適切な保護及び自立支援にかかる総合的な施策を推進することとしています。

◆改定の趣旨

本市では、2014年度（平成 26 年度）に「舞鶴市男女共同参画推進条例」を制定、男女共同参画を阻害する暴力的行為の根絶を目指すことを明記する中で、「舞鶴市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画」を策定、2020 年（令和 2 年）3 月に第 2 次計画として改訂（計画期間 2020 年度（令和 2 年度）～2024 年度（令和 6 年度））し、DV の防止及び被害者の保護並びに自立支援を行ってきました。

今回の改定（計画期間 2025 年度（令和 7 年度）～2030 年度（令和 12 年度））は、現計画を基本に、被害者自身や周囲による被害への気づきを促進し、地域における身近な相談から保護・社会的自立までの切れ目のない支援の推進を図り、DV を容認しない社会のさらなる実現を目指すものです。

（※1）デートDV

交際中のカップルの間で起こる暴力のこと

（※2）保護命令制度

裁判所が被害者の申立てにより、配偶者に対する「つきまとい」といった一定の行為を禁止する命令を発令する制度

（※3）困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

令和 6 年 4 月 1 日施行。「女性の福祉」、「人権の尊重や擁護」、「男女平等」といった視点に立ち、困難な問題を抱える女性一人ひとりのニーズに応じて、本人の立場に寄り添い、切れ目のない包括的な支援を行うことを目的に制定されました。

2. 計画の位置付け

本計画は、配偶者暴力防止法第2条の3第3項に基づく本市の基本計画として策定するものです。併せて「舞鶴市男女共同参画推進条例」の基本理念を踏まえた計画として位置付けられ、さらに、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」や、京都府 DV 計画を勘案した上で、本市におけるDV対策の基本的方向及び今後の取り組みを示すものです。

3. 計画の期間

本計画の期間は、2025 年度（令和 7 年度）から 2029 年度（令和 11 年度）までの5年間とします。

ただし、計画期間内であっても、「配偶者暴力防止法」及び「基本方針」の改正や社会情勢の変化等により、新たに計画に盛り込むべき事項等が生じた場合は、必要に応じ見直すこととします。

Ⅱ 策定の視点

1. 暴力を許さない社会の実現

DVは単なる家庭内の問題ではなく、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であることについて世代を問わず広く市民の理解を深め、DV を防止し、暴力を許さない社会の実現を目指し、市民が日々安心して暮らせるまちづくりを進めます。

2. 被害者の状況に応じた継続的な支援の実施

被害者を早期発見するとともに、被害者の安全確保を最優先とし、被害者が抱える個別の状況・ニーズに即して、プライバシーに十分配慮しつつ、早期の相談・保護から社会的な自立に至るまでの継続的な支援を推進します。

DV は直接の被害者のみならず、家族、特に子どもに対して深刻な影響を及ぼすことから、必要に応じ同居者や同伴者等も含めた総合的な支援を進めます。対応が困難なケースも増加しており、ケースの実情・課題に応じた支援体制を強化します。

3. 社会情勢の変化に応じた対策

ネット社会の進展など社会情勢が変化するなか、暴力事象の様態も変化し、デートDVや児童虐待、ストーカー、リベンジポルノ^(※4)等関連する事象の多様化や増加がみられることから、関係課が連携し、男性、外国人、障害のある人や高齢者、性的マイノリティなど多様な被害者に配慮した防止対策や支援策を講じます。

4. 関係機関等との連携協力体制の強化

被害者支援には、豊富なノウハウを持つ関係機関・関係団体との連携・協力が不可欠であり、また、被害者の安全確保のためには、京都府や他市町など行政区域を越えた広域対応も必要です。生命を脅かす重大事案や多様なDV関連事象の発生に鑑み、警察、教育機関、医療機関、他関係団体等との連携および情報共有を図り、被害者の保護から自立までのより円滑な支援ができるよう、連携協力体制をさらに強化します。

(※4) リベンジポルノ

交際中に撮影した画像や動画が、元交際相手によって同意なくインターネット上に公表されること。

Ⅲ 現 状

1. 取組みの経緯

本市では、「舞鶴市男女共同参画計画（まいプラン）」に基づき、DV防止に関する啓発や被害者支援について様々な取組みを行ってきました。

2014年度（平成26年度）の「舞鶴市男女共同参画推進条例」の制定を契機に「舞鶴市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画」を策定、2020年（令和2年）に改定し、暴力を許さない社会づくりやDV防止に向けた啓発事業及び被害者の保護並びに自立支援を行ってきました。

【第2次計画の取組概要】

① 基本目標1 暴力を許さない意識づくりの推進

「広報まいづる」への男女共同参画情報「かがやき」の掲載、「女性に対する暴力をなくす運動（11/12～11/25）」期間にあわせた街頭啓発やDV防止啓発セミナーやデートDV防止講座等の実施により、意識醸成に取り組んできました。

② 基本目標2 DVに気づく環境づくり

「広報まいづる」への男女共同参画情報「かがやき」の掲載、「女性に対する暴力をなくす運動（11/12～11/25）」期間にあわせた街頭啓発やDV防止啓発セミナーやデートDV防止講座等の実施により、どのような行為がDVにあたるのかなど、被害や加害に気づけるよう啓発に取り組んできました。

③ 基本目標3 総合的な相談・保護体制の充実

「女性のための相談室」や「舞鶴市配偶者暴力相談支援センター」を設置し、身近な相談窓口として、相談しやすい環境づくりや、相談・支援をワンストップで対応することによる相談者の負担軽減、関係機関との連携強化に努めてまいりました。被害者等への対応については、関係機関とも連携しながら安全を最優先にすることを心がけ、必要に応じ一時保護施設への入所支援や被害者の申出による住民基本台帳の閲覧の制限等の措置を行ってきました。

④ 基本目標4 自立のための継続的支援体制の確立

被害者の状況に応じて、関係課や関係機関と連携して各種福祉制度等の情報提供やその活用による支援をはじめ、一時避難先としての市営住宅の提供、離婚等についての法律相談の紹介等を行ってきました。

⑤ 基本目標5 関係機関との連携強化

被害者への対応・支援を行う上では、庁内関係課が連携を図るとともに、必要に応じて京都府家庭支援総合センター、京都府北部家庭支援センターや舞鶴警察署等の関係機関とも連携を図ってきました。

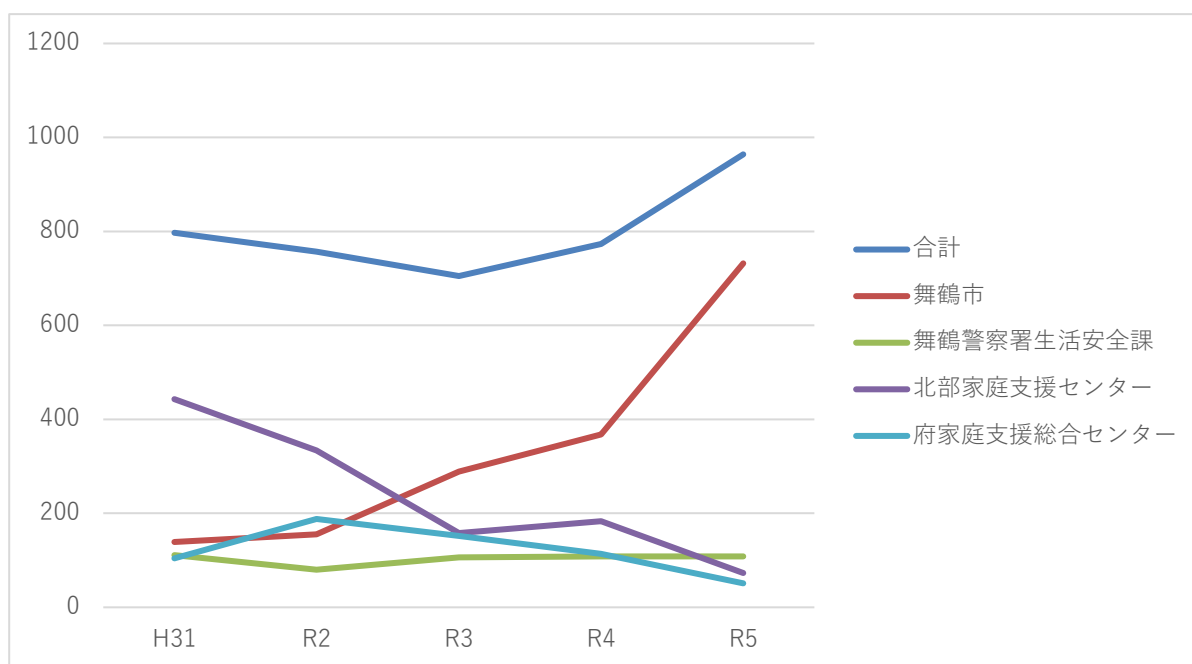
2. 本市のDV相談の状況

【相談件数の推移】

本市の窓口でのDV相談件数については年々増加傾向にあり、これは、相談窓口が周知されたことに加え、一人の相談者が繰り返し相談されることによる積み重ねの件数です。そのために一概に急増しているとは言えない可能性もあります。しかし一方で初めて相談に来られる方も、毎年、一定数おられるような状況です。他方、舞鶴市以外のDV相談窓口における相談件数は、コロナ禍における在宅時間の増加等により、令和2年度に大きく増え、その後、減少傾向となっておりますが、なお一定数は存在しています。これらのことから、本市には、暴力による人権侵害は確実に存在し、まだ掘り起こされていない部分も多いのではないかと考えられます。

(延べ件数)

相談窓口		2019年度 (H31年度)	2020年度 (R2年度)	2021年度 (R3年度)	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)
舞鶴市 (女性のための相談室・ 舞鶴市配偶者暴力相談支援センター(※5))		139	155	289	368	732
舞鶴警察署(※暦年)		111	80	106	108	108
京都府北部家庭支援 センター	舞鶴市民からの相談	443	334	158	183	73
京都府家庭支援総合 センター	舞鶴市民からの相談	104	188	152	114	51



【一時保護（※6）、保護命令（※7）の状況】

一時保護の件数の推移をみると本市では2021年（令和3年度）をピークに減少傾向となっています。保護命令の件数（京都地裁舞鶴支部における配偶者暴力等に関する保護命令事件の認容（保護命令）件数）については、2～4件で推移しています。

〔件数〕

舞鶴市民	2019年度 (H31年度)	2020年度 (R2年度)	2021年度 (R3年度)	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)
一時保護	3	6	7	2	0
保護命令	2	2	3	3	4

（※5）配偶者暴力相談支援センター

配偶者暴力相談支援センターは、配偶者暴力防止法に基づき、各都道府県等に設置された被害者支援の中心的な役割を担う機関です。舞鶴市は2022年度（令和4年度）に府内市町村で初めて設置。京都府内では、「京都府家庭支援総合センター」「京都府南部家庭支援センター」「京都府北部家庭支援センター」「京都市DV相談支援センター」があります。

（※6）一時保護（加害者から逃れたい被害者を一定期間、施設において保護する制度）

被害者本人の意思に基づき、①適当な寄宿先がなく、その者に被害が及ぶことを防ぐため、緊急に保護することが必要であると認められる場合、②一時保護所での短期間の生活指導、自立に向けた援助が有効であると認められる場合、③心身の健康の回復が必要であると認められる場合に、配偶者暴力防止法第3条第3項及び4項により、女性相談支援センターにおいて、又は社会福祉施設等に委託して、一定期間、被害者を保護する制度です。

（※7）保護命令（加害者が被害者に近づけないようにする命令）

配偶者からの身体に対する暴力等又は生命等に対する脅迫を受けた被害者が、配偶者からの身体に対する暴力等により、その生命又は心身に重大な危害を受けるおそれ大きいときに、地方裁判所が被害者からの申立てにより、配偶者に対し保護命令を発します。保護命令には、被害者への接近禁止命令、被害者への電話等禁止命令、退去命令の3種類があります。2024年（令和6年）4月から、保護命令の申立てをすることができる被害者の範囲に、「自由、名誉又は財産に対する被害の告知による脅迫を受けた者」が追加されました。

3. 市民のDVについての意識

2015年度（平成27年度）、2020年度（令和2年）に行った「男女共同参画に関する市民アンケート（※8）」において、市民のDVに対する意識調査を行っています。

（※8）男女共同参画に関する市民アンケート調査

2015年度（平成27年度）、2020年度（令和2年度）に満18歳以上の市民を対象として男女共同参画に関するアンケート調査を実施。（2015年度・2020年度とも2,000人を対象）

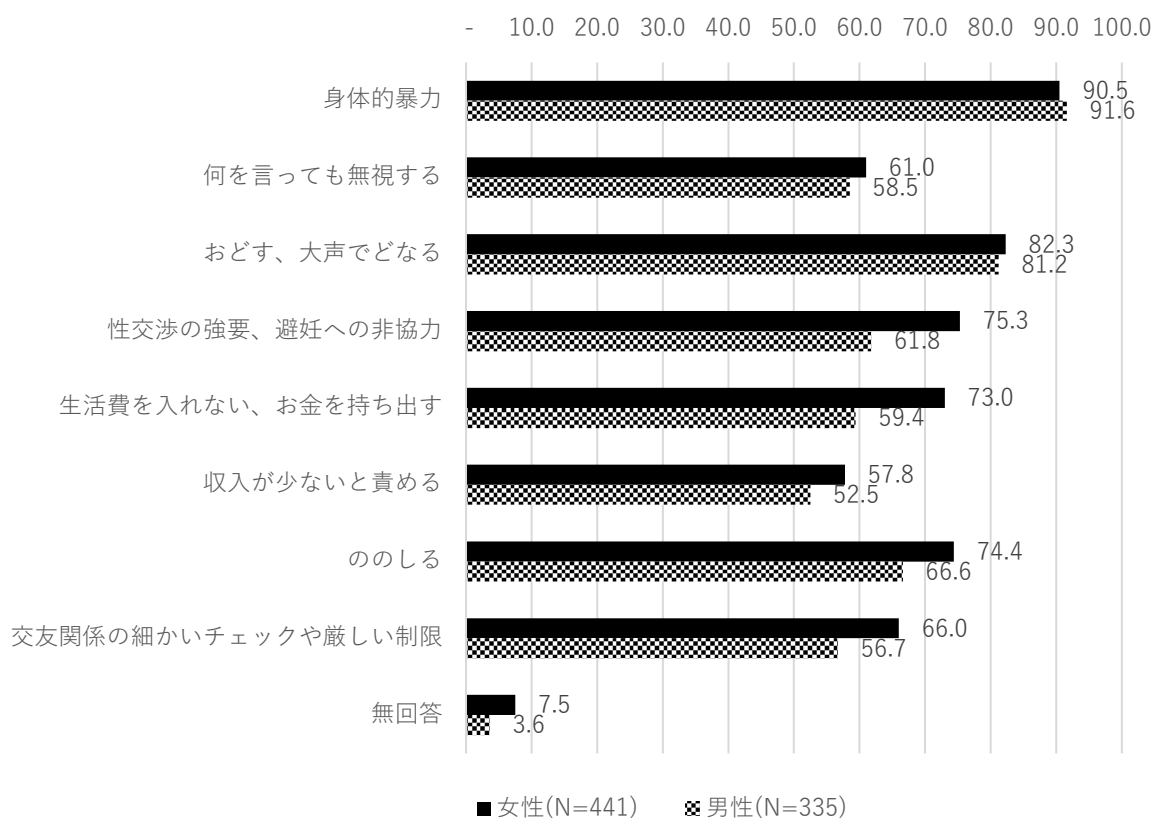
2015年度の回収数は821（内訳：女性446、男性371、不明4）で、回収率は41.1%

2020年度の回収数は792（内訳：女性441、男性335、不明16）で、回収率は39.6%

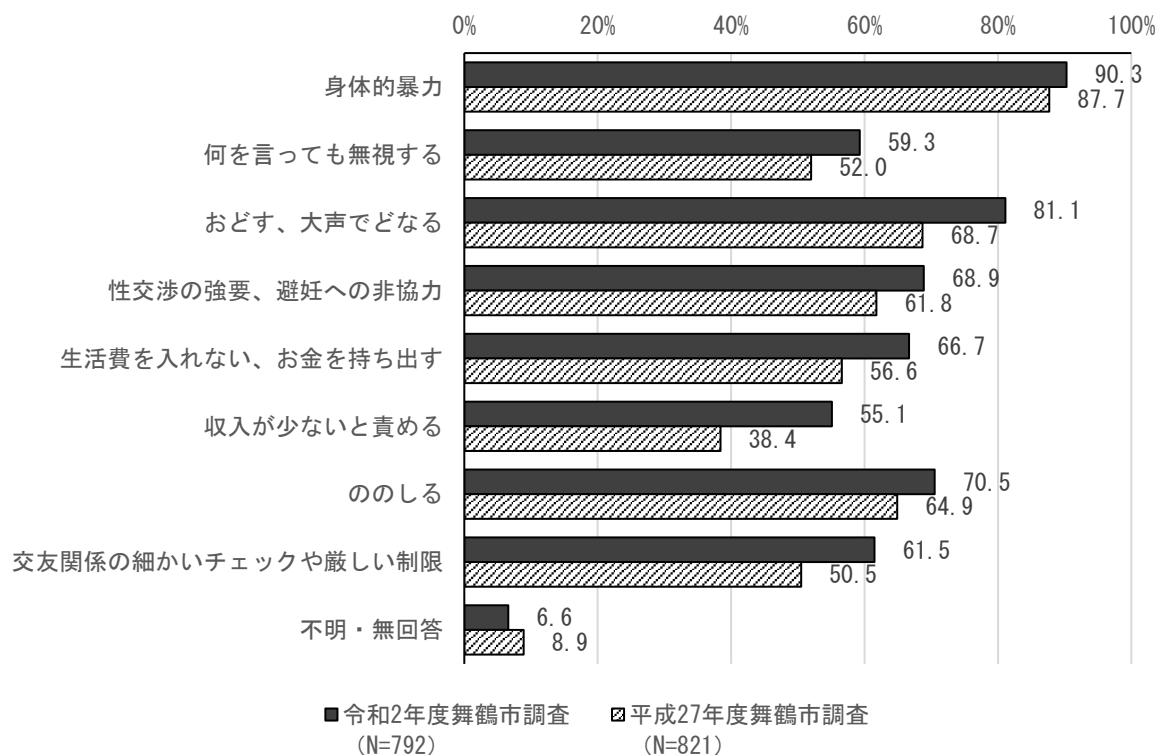
【1. DVに対する認識】

「どのような行為が、DVだと思いますか（図①）」という問いに対し、「なぐる、ける、物を投げる」といった身体的暴力については、女性は90.5%、男性は91.6%と、約9割の人がDVと回答していますが、経済的、精神的、社会的な暴力等は、2015年度に比べ、わずかながら認識が進んだものの、まだ十分にはDVとして捉えられておらず、また性別によってもDVに対する認識が異なっております。DVの認識も含めた啓発をさらに進めていくことが必要であると思われます。

図① 《2020年度（令和2年度） 市民アンケート結果》
どのような行為をDVだと思いますか。（複数回答）



図② 2015年度（平成27年度）市民アンケート結果との比較



◆参考 DVの形態

DVには、身体的暴力以外にも様々な暴力の形態があります。

身体的暴力

- なぐる、ける
- 物を投げつける、髪を引っ張る
- 刃物などを突きつける

経済的暴力

- 生活費を渡さない、お金を取り上げる
- 就職や仕事を続けることを妨害する

精神的暴力

- 大声で怒鳴ったり、おどしたりする
- 人前で侮辱的、差別的発言をする
- 無視する

社会的暴力

- 交友関係や電話を細かく監視する
- 外部との接触を制限する

性的暴力

- 性的行為を強要する
- 避妊に協力しない
- 見たくないポルノビデオや雑誌を見せる

子どもを利用した暴力

- 子どもの前で暴力を振るう
- 子どもに危害を加えたとおどす

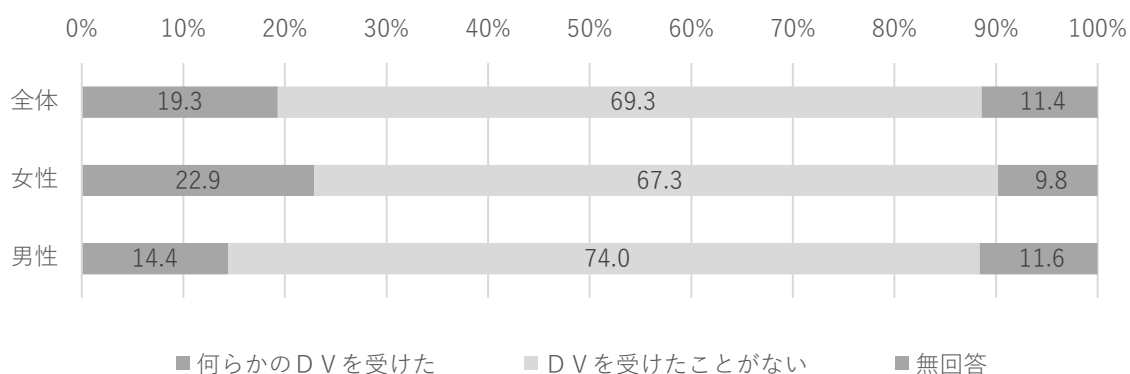
【2. DV経験の状況】

「DVを受けた経験（図③）」については、女性では約2割、男性では1割超の人が「受けたことがある」と回答しており、実に5人に1人はDV被害者ということになります。

図③

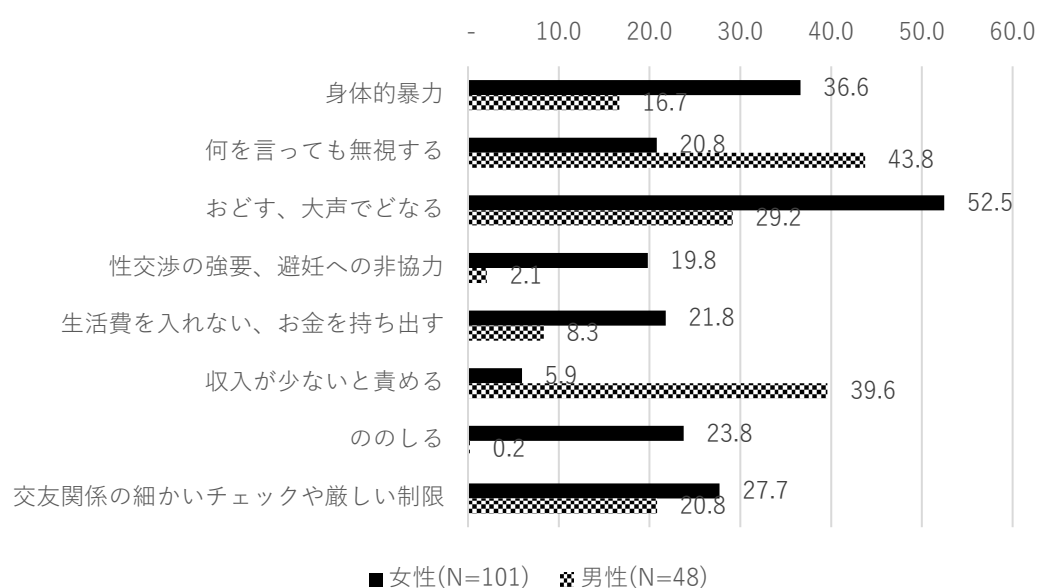
《2020 年度（令和 2 年度） 市民アンケート調査をもとに作成》

何らかのDVを受けた経験がある人の割合

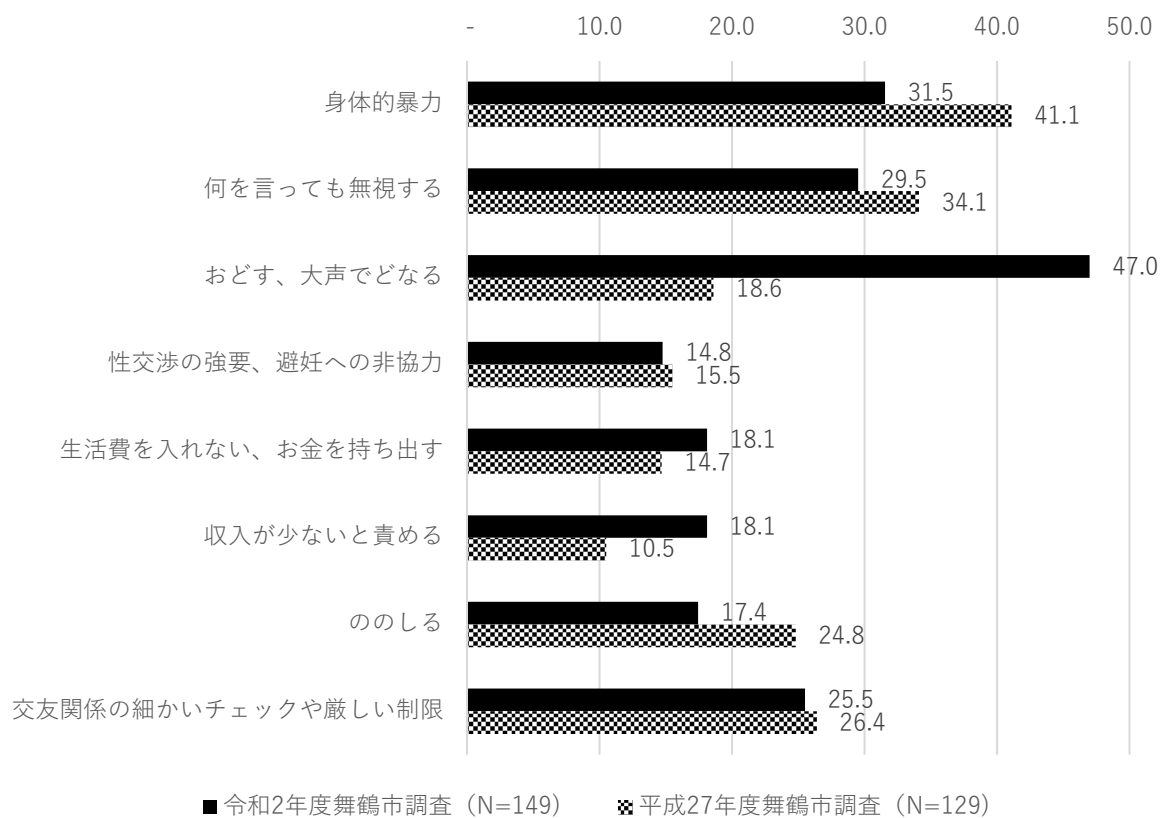


「受けたDVの種類（図 4）」については、女性では「なぐる、ける、物を投げる」といった身体的暴力が約4割、ののしるなどの精神的暴力が5割、男性では「無視された」「収入が少ないと責められた」という精神的暴力が多くなっています。また 2015 年度（平成 27 年度）と比較して、身体的暴力は減っていますが、精神的暴力は増えています。

図④ 受けたDVの種類（複数回答）



図⑤ 2015年度（平成27年度）市民アンケート結果との比較



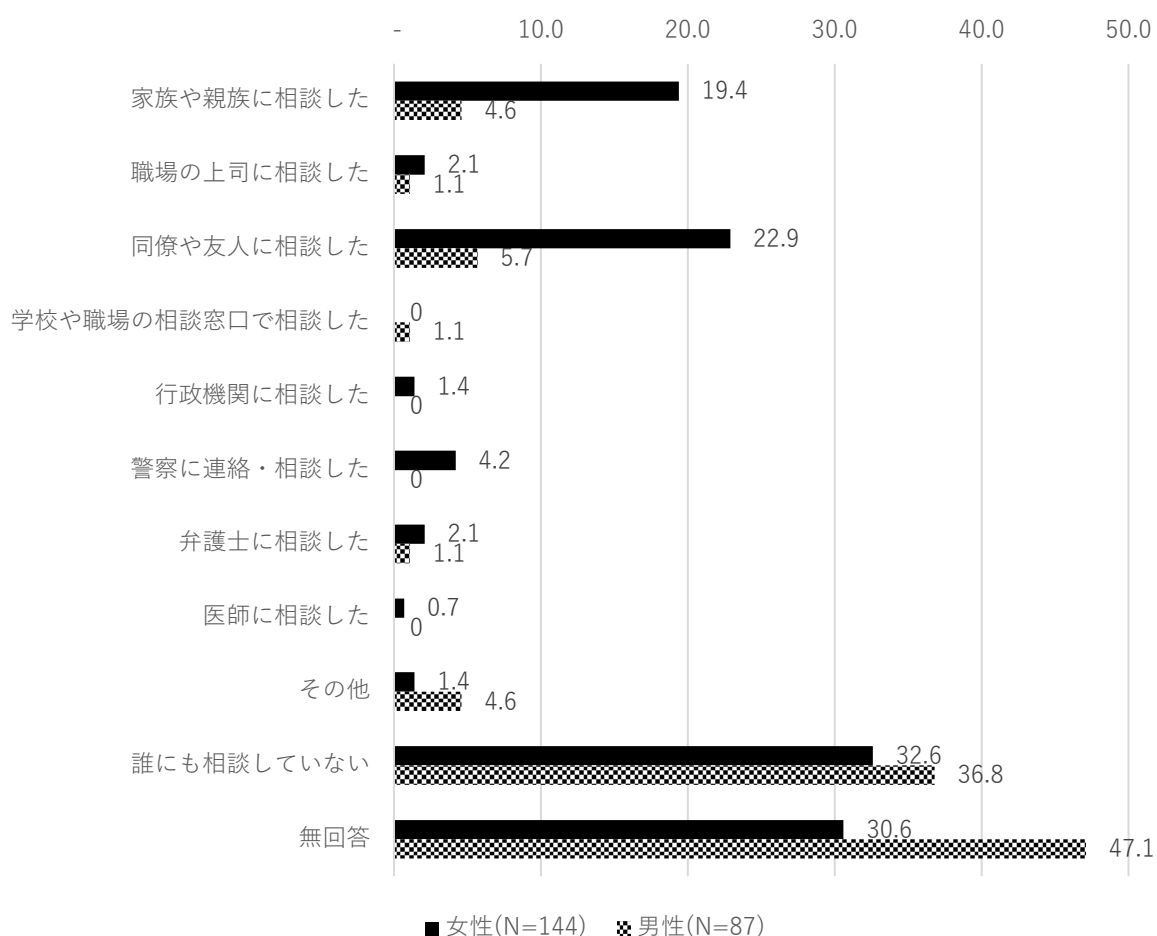
【3. 被害者の相談状況】

被害者のうち、女性・男性とも「誰にも話したり、相談したりしていない（図⑥）」の割合が最も高くなっています。また、その割合は女性 32.6%に比べ、男性 36.8%と、男性が高くなっています。2015 年度（平成 27 年度）（図⑦）と比較すると、「誰にも相談していない」人の割合は減少しているものの、行政機関を始め警察や弁護士等に相談した人の割合は約 5%にとどまっており、相談機関につながっていない状況がうかがえます。

図⑥

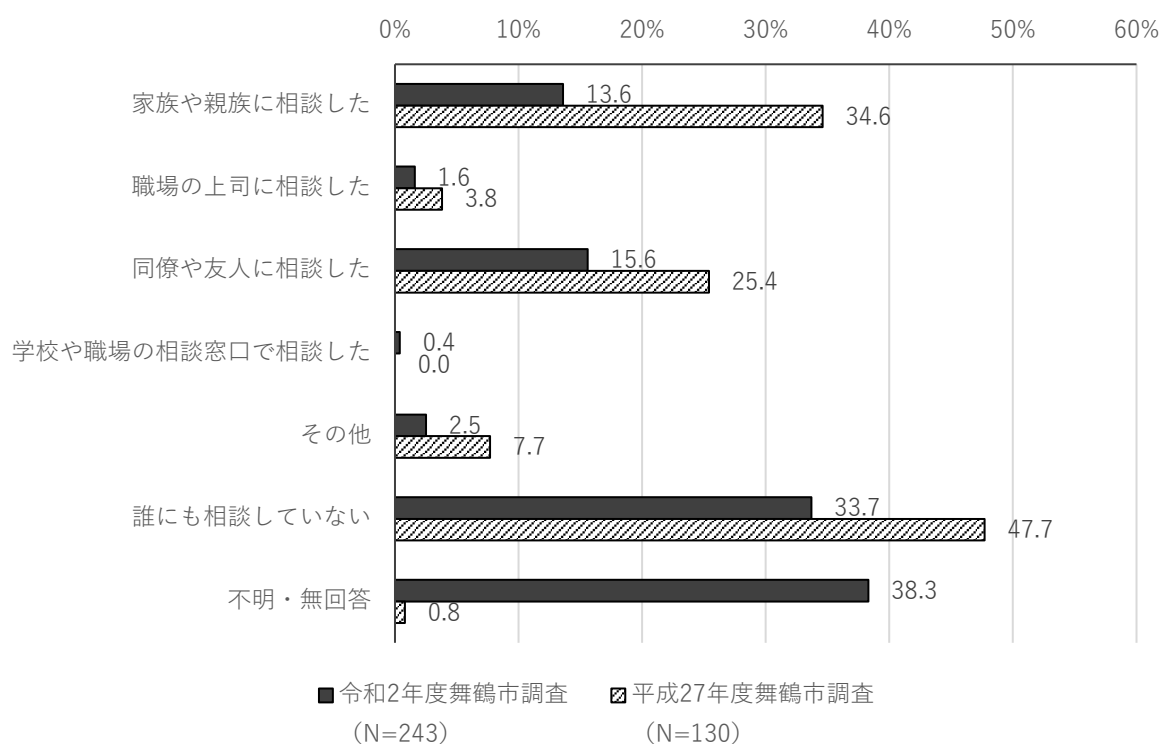
《2020 年度（令和 2 年度） 市民アンケート結果》

誰かに話したり、相談しましたか。（複数回答）



図⑦ 2015年度（平成27年度）アンケート結果との比較

※選択肢が異なるため、共通のもののみ比較



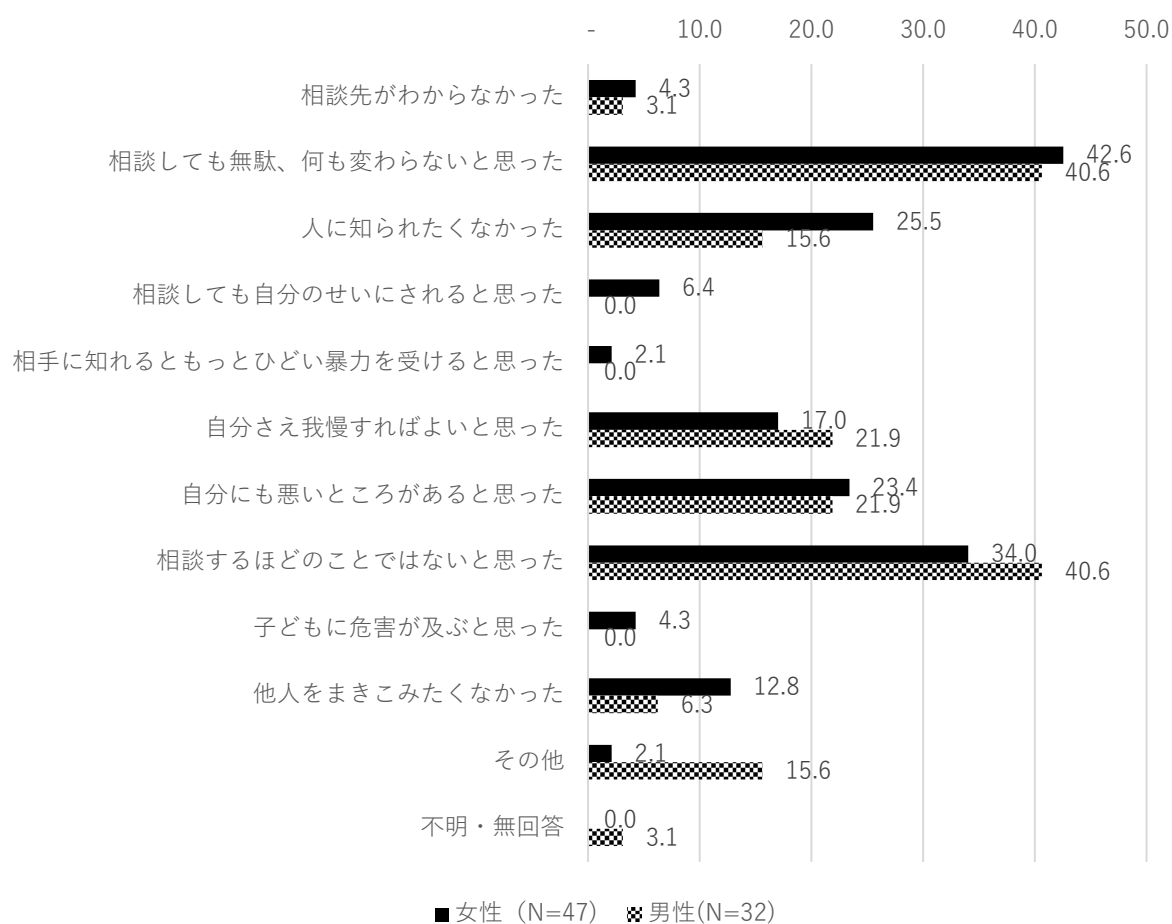
【4. 相談しなかった理由】

男女とも「相談しても無駄、何も変わらないと思った（図⑧）」が40.0%以上であり、次いで「相談するほどのことではないと思った」が男性40.6%、女性34.0%と、相談することを諦め、ひとりで悩んでいる状況がうかがわれます。2015年度（平成27年度）（図⑨）と比較すると、「相談先がわからなかった」の割合は減少してはいるものの、引き続き、性別に関わらず、被害者が相談しやすい環境づくりが必要であると思われます。

図⑧

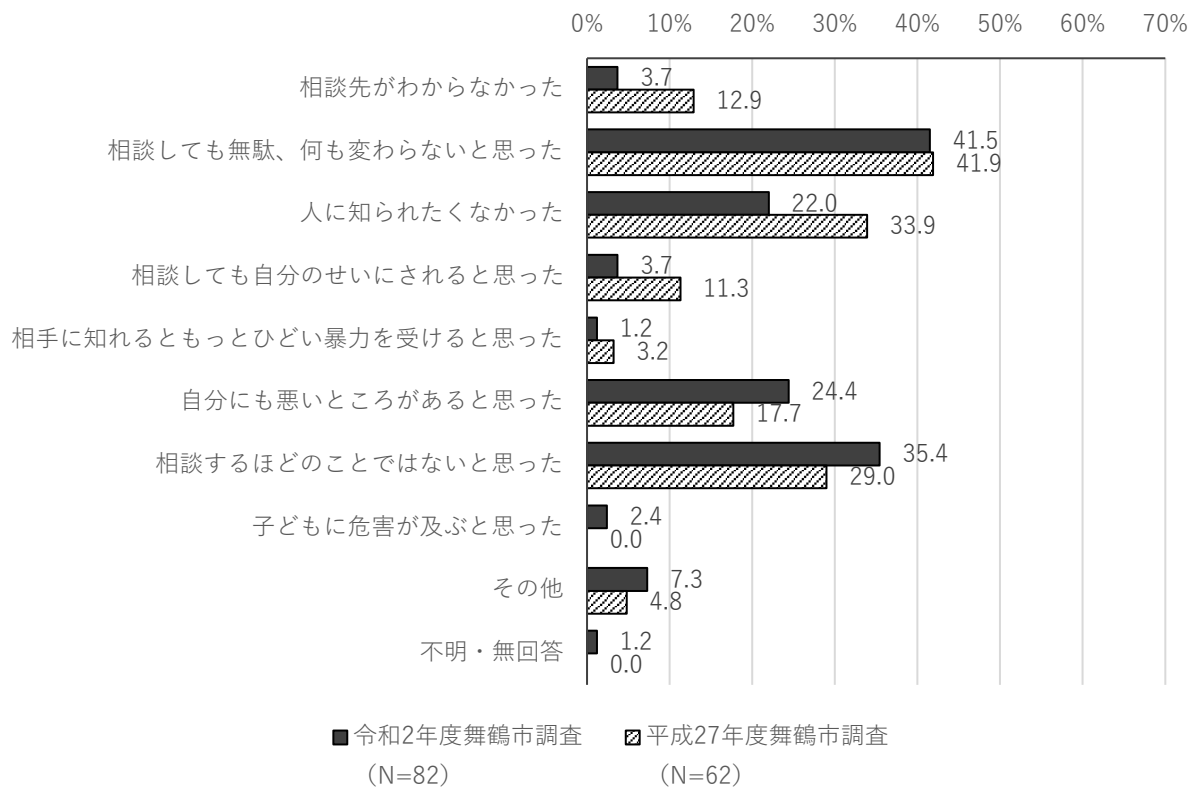
《2020年度（令和2年度） 市民アンケート結果》

なぜ、だれにも相談しなかったのですか。（複数回答）



図⑨ 2015 年度（平成 27 年度）アンケート結果との比較

※選択肢が異なるため、共通のもののみ比較



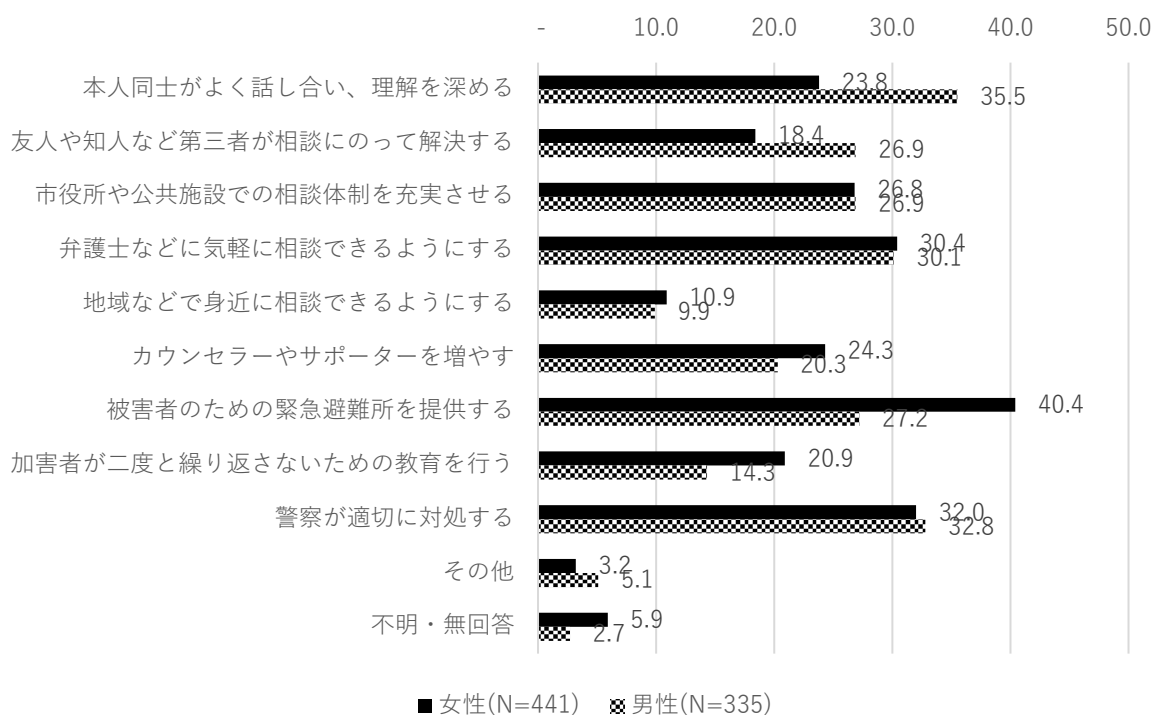
【5. DV防止、解決の方策】

DVを防止するために必要なこと（図⑩）として、男女とも「暴力をふるった者への罰則を強化する」「暴力を防止するための学校における教育」「暴力は人権侵害・犯罪であることの広報・啓発」の回答が多くありました。

しかし、DVを解決するために必要なこと（図⑪）としては、男性の回答で最も多いのが「本人同士がよく話し合い、理解を深める」でした。DVが本人同士の話し合いで容易に解決できる問題ではないということへの理解が進んでいないことが分かります。一方、女性は「被害者のための緊急避難所を提供する」の回答が多く、女性は、被害後すぐに加害者と距離をとれる措置を望んでいる傾向にあります。また、男女問わず、「警察が適切に対応する」も多く、DVを正しく理解するための啓発を図るとともに、緊急時に備えて、安心・安全の提供と確保が必要と思われます。

さらに、2015年度（平成27年度）に比べ2020年度（令和2年度）の調査では（図⑫）、「暴力は人権侵害・犯罪であることの広報・啓発」の重要性を感じる人が大きく増加していることが見て取れます。

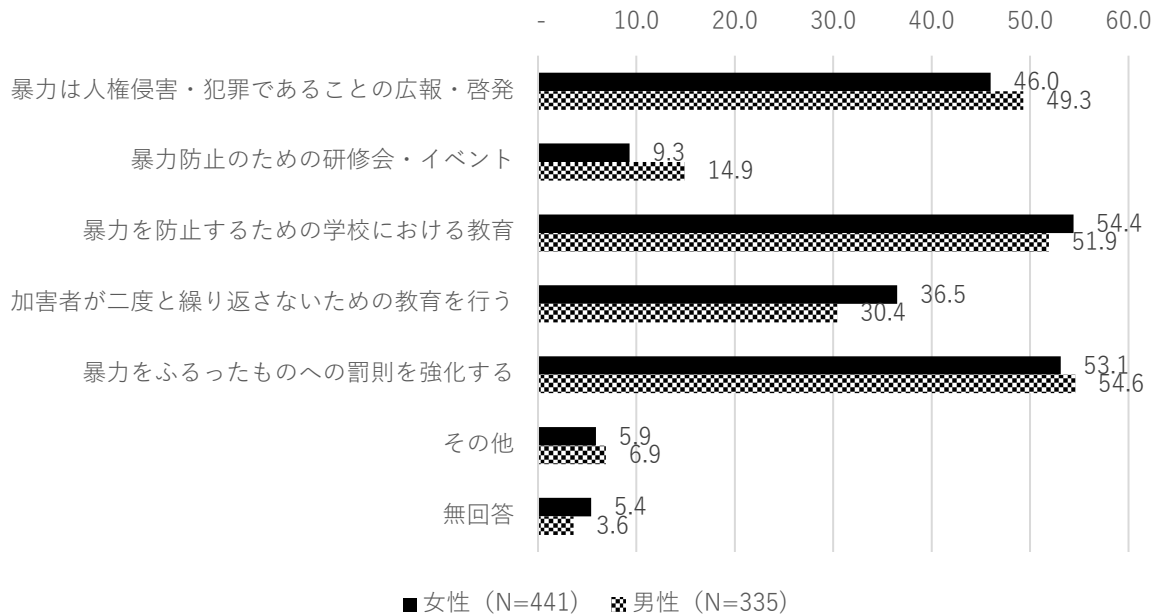
図⑩ 《2020年度（令和2年度） 市民アンケート結果》
DVを解決するためにはどのようなことが必要だと思いますか。（〇は3つまで）



図⑪

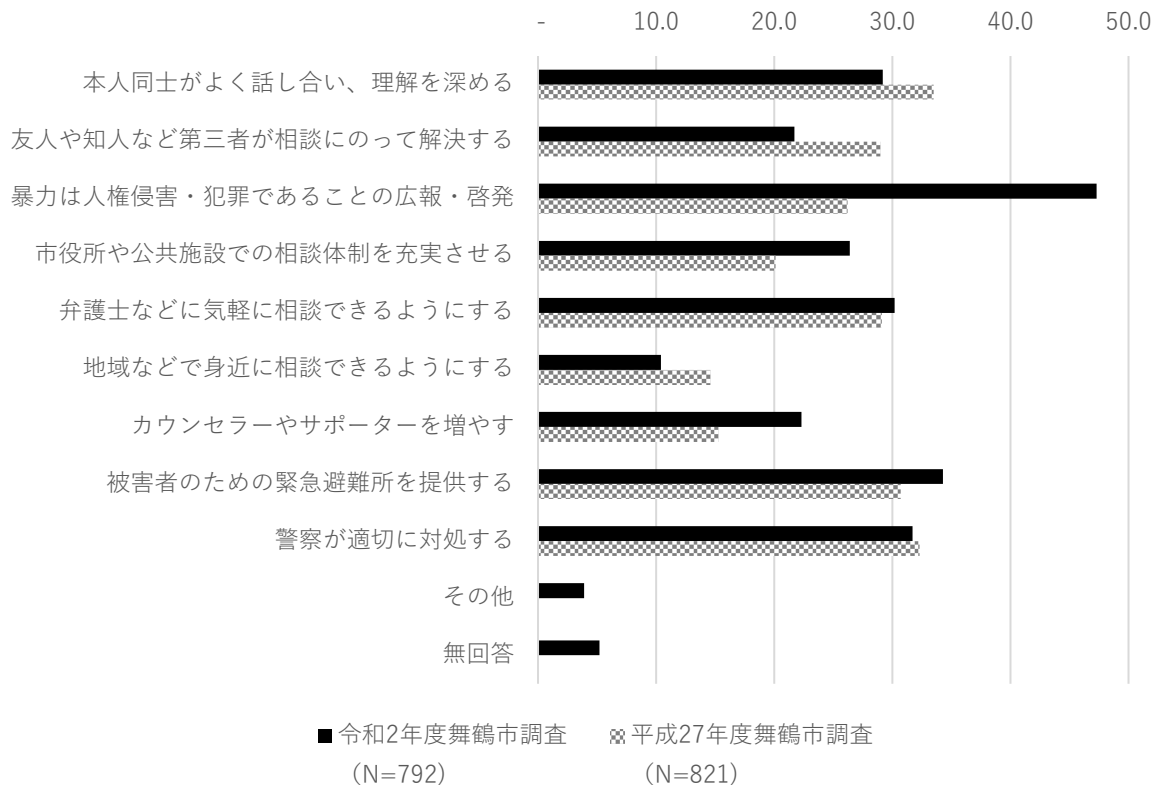
《2020 年度（令和 2 年度） 市民アンケート結果》

DV を防止するためにはどのようなことが必要だと思いますか。（〇は3つまで）



図⑫ 2015 年度（平成 27 年度）アンケート結果との比較

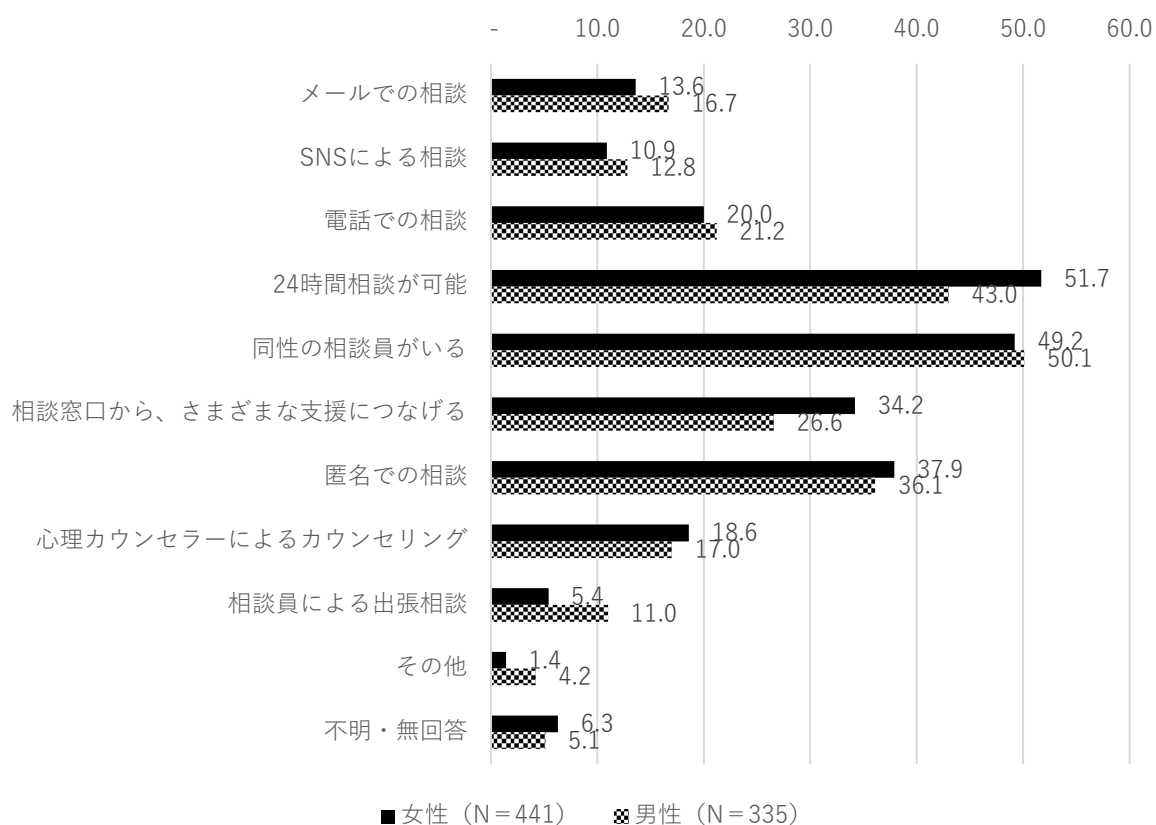
※選択肢が異なるため、共通のもののみ比較



【6. 相談窓口で配慮すべきと思うこと】

相談窓口で配慮すべきと思うこと（図⑬）について、「同性の相談員がいる」「24 時間相談が可能」「匿名での相談」など、相談のしやすさを求める回答が多くありました。また、それらに次いで、相談後の各種支援へのつながりやすさを重視する回答もありました。

図⑬ 《2020 年度（令和 2 年度） 市民アンケート結果》
相談窓口で配慮すべきと思うことは何ですか（〇は3つまで）



Ⅳ 計画の体系

基本目標1 暴力を許さない意識づくりの推進

主要施策(1) DV防止に向けた市民・事業所等への啓発

主要施策(2) 子どもや若い世代への教育・啓発

基本目標2 DVに気づく環境づくり

主要施策(1) 暴力に苦しむ被害者に向けた情報提供

主要施策(2) 被害者を理解し、孤立させないための気づきの促進

基本目標3 総合的な相談・保護体制の充実

主要施策(1) 相談体制の充実・強化

主要施策(2) 相談に関する関係機関との連携

主要施策(3) 緊急時における被害者等の安全確保

主要施策(4) 被害者等の情報管理の徹底

主要施策(5) 保護命令に関する支援

基本目標4 自立のための継続的支援体制の充実

主要施策(1) 被害者への自立に関する支援

主要施策(2) 被害者への心理的な支援

主要施策(3) 被害者の子どもに関する支援

基本目標5 関係機関との連携強化

主要施策(1) 市における体制の強化

主要施策(2) 関係機関、関係団体との連携・協力

主要施策(3) 職員等に対する研修

主要施策(4) 調査・研究の推進

主要施策(5) 苦情処理体制の整備

V 計画の内容

基本目標1 暴力を許さない意識づくりの推進

市民アンケート調査の結果では、実に5人に1人は何らかのDVを受けた経験があると回答しています（図③）。

DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女共同参画社会実現の妨げとなっています。また、配偶者間だけではなく、カップル間でのデートDVといわれる暴力が起きていることから、被害者の低年齢化が懸念されています。

あらゆる暴力を容認しない社会風土を作るため、子どものころから、互いを尊重し、暴力を許さず、いのちを大切にする意識の醸成が必要です。

低年齢からの暴力防止教育を推進すると同時に、大人に対し、DV被害の実態やDVの特性、背景、子どもの目の前で生じる「面前DV」は児童虐待であり、子どもへの悪影響等についての啓発を行い、市民一人ひとりのDVに対する認識を深めていきます。さらに地域団体や企業とも連携しDV防止の周知・啓発を進めるなど、あらゆる機会を活用して積極的に暴力を許さない意識づくりを進めていきます。また、被害を受けているにも関わらず被害の認識がない方が、暴力の形態に関わらず被害者であると認識し、必要な支援に繋がれるよう、被害者自身の意識にも働きかけるよう啓発に努めます。

主要施策(1) DV防止に向けた市民・事業所等への啓発

	取 組 内 容	主な担当課
1	「DVは身近にある重大な人権侵害であることを認識するとともに暴力を許さない社会を実現する」ための啓発を実施します。 ・出前講座による地域への啓発、企業等の職場での人権研修等においてDV防止や児童虐待防止に対する啓発を行います。	人権啓発推進課 こども家庭しあわせ課
2	DV防止についての周知に努めます。 ・「広報まいづる」への男女共同参画情報誌「かがやき」の掲載や市のホームページへの掲載等様々な媒体を利用して啓発を行います。	人権啓発推進課 広報広聴課
3	DV防止のためのリーフレット等を作成し、配布します。 ・DV防止啓発冊子やサポートカード等を作成し、公共施設等に設置するとともに、相談窓口について周知を図ります。	人権啓発推進課 市施設各所管課
4	「女性に対する暴力をなくす運動(11/12～11/25)」を積極的にPRし、期間中において重点的な啓発を行います。	人権啓発推進課
5	DVについて正しく認識することで、被害の防止や、被害者自身に気づきを促し、必要な支援につながれるよう啓発を実施します。	人権啓発推進課

	取 組 内 容	主な担当課
6	国や京都府と連携し、加害者に気づきを促す手法などを検討し、啓発に努めます。	人権啓発推進課
7	DV防止に関する啓発や被害者の支援を行う団体に対する支援に努めます。	人権啓発推進課

主要施策(2) 子どもや若い世代への教育・啓発

	取 組 内 容	主な担当課
1	保育所、幼稚園、学校等あらゆる保育・教育の場において、人権を尊重し、暴力を許さない心を育む取組みを行います。	乳幼児教育推進課 学校教育課 子育て応援課
2	年代に応じた暴力を許さない意識づくりやデートDVの啓発に努めます。 ・心身の発達段階ごとにふさわしい方法で暴力を許さない意識づくりや、小・中・高校生からデートDVに関する啓発を行います。 ・若年層向けの啓発冊子やリーフレットを作成し、配布します。	人権啓発推進課 学校教育課
3	園児・児童・生徒の保護者に対し、暴力が子どもに及ぼす影響やデートDV等に関する情報提供及び啓発に努めます。また、暴力を許さない心を育む家庭教育の大切さについて啓発します。 ・教育の場において、ポスター掲示等により、子どもや保護者に対する啓発を行います。	人権啓発推進課 乳幼児教育推進課 学校教育課

基本目標2 DVに気づく環境づくり

市民アンケート調査の結果では、「誰にも相談していない」人の割合が 33.7%（図⑦）と、依然として、相談につながらず、一人で抱え込み悩んでいる人がいるという状況となっています。

配偶者や交際相手等、親密な関係性の中で起こる暴力は周囲に気づかれにくいことや、相談につながらないために、被害者が潜在化してしまうケースが多く、また、被害者が男性の場合はとくに、男性であるがゆえに相談しづらいケースが多くあります。

DV 被害に苦しむ人自身が被害に気づくような情報提供を行うとともに、被害が深刻化することを防ぎ、被害者が一人で悩むことなく早期に必要な支援を行うために、相談窓口を周知する必要があります。

また、通報は配偶者暴力防止法に基づく義務（努力義務）ですが、被害者の早期発見に関わるあらゆる関係者（医療関係者、学校関係者、子育て支援関係者、福祉関係者等）や地域ネットワーク（京都府北部家庭支援センター、児童福祉法に基づく要保護児童対策地域協議会等）との連携を強化し、DV 被害者を見逃さず、的確な支援を行う環境を整備する必要があります。

主要施策(1) 暴力に苦しむ被害者に向けた情報提供

	取 組 内 容	主な担当課
1	カード等を活用し、被害者自身がDVに気づくよう情報提供を行います。 ・相談窓口等の情報提供、DV チェックリストやDV 行為の例をカードやチラシ等で周知し、被害者の目に届くような施設や場所に設置します。	人権啓発推進課 市施設各所管課
2	DV について正しく認識することで、被害の防止や、被害者自身に気づきを促し、必要な支援につなげるよう啓発を実施します。 (再掲 1- (1) -5 と同じ)	人権啓発推進課
3	被害者が参加する可能性のある講習会等で集中的な啓発を実施します。 ・育児講座、消費生活講座など被害者が参加する可能性の高い講習会などでDV についての広報を行います。	人権啓発推進課 関係各課
4	「女性に対する暴力をなくす運動(11/12~11/25)」を積極的にPRし、期間中において重点的な啓発を行い、DV 防止の機運の醸成を図ります。	人権啓発推進課
5	最も身近なDV 相談窓口として周知されるようPRに努めます。 ・広報紙・ホームページでの相談窓口の周知に加え、カード・チラシ・啓発グッズ等に相談支援機関の情報を明示し、周知を徹底します。	人権啓発推進課 広報広聴課

主要施策(2) 被害者を理解し、孤立させないための気づきの促進

	取 組 内 容	主な担当課
1	傍観者にならないために「配偶者暴力防止法」に定めるDVの発見者による通報の努力義務規定を市民に周知します。	人権啓発推進課 広報広聴課
2	DV 防止についての周知に努めます。 ・「広報まいづる」への男女共同参画情報誌「かがやき」の掲載や市のホームページへの掲載等様々な媒体を利用して啓発を行います。 (再掲 1-(1)-2 と同じ)	人権啓発推進課 広報広聴課
3	DV防止のためのリーフレット等を作成し、配布します。 ・DV 防止啓発冊子やサポートカード等を作成し、公共施設等に設置するとともに、相談窓口について周知を図ります。 (再掲 1-(1)-3 と同じ)	人権啓発推進課 市施設各所管課
4	関係機関と連携強化を図り、DV 被害者の早期発見に努めます。 ・被害者を発見しやすい立場にある関係機関者（医療関係者、福祉関係者、学校関係者、民生児童委員等）向けに DV に関する情報提供（通報等の対応方法、相談支援機関の情報等）をまとめたマニュアル等を作成、配布し、対応の周知を徹底します。 ・生活困窮、児童虐待等 DV 以外の相談窓口においても、DV 被害に気づき、相談機関へつなぐことができるよう、情報共有や連携を強化します。	人権啓発推進課 福祉部各課 健康・こども部各課 学校教育課 他

基本目標3 総合的な相談・保護体制の充実

DV被害者の支援を行う機関は、市、京都府北部家庭支援センター、警察などがあり、各機関への舞鶴市民からのDV被害者相談件数は、近年増加しています（11ページのグラフ）。

被害者が安心して相談できるよう、関係各課が連携を図り、被害者一人ひとりの視点に立った相談・支援体制を整えていくことが必要です。また、相談内容が多様化・複雑化するなかで、引き続き、生活支援相談課がワンストップ窓口となり、被害者の相談や保護、自立支援等、総合的な支援をコーディネートし、関係各課や関係機関等と連携を強化することが必要です。

今後は、男性や外国人からの相談も増えると予想され、性別や国籍等に関わらずDVに悩む全ての方が相談しやすい環境整備についても検討が必要です。

被害者に対する暴力が緊迫している場合は、警察との連携や一時保護施設への入所等により、速やかに被害者等の安全を確保する必要があります。

加えて、加害者に被害者等の居所などを知られることがないように、住民基本台帳の閲覧制限や就学関係等の情報管理を徹底し、安全を確保することが重要です。また、保護命令制度等の情報提供や制度利用に当たっての助言等、被害者に寄り添った支援を行うことが必要です。

主要施策(1) 相談体制の充実・強化

	取 組 内 容	主な担当課
1	相談体制の充実に努めます。 - 被害者がためらわずに相談できる環境整備のため、窓口体制をさらに強化します。 - DV被害者のニーズを的確に把握し、被害者に寄り添いながら必要な支援策を行います。 - 被害者が助けを求められる様々な相談手法を検討します。	人権啓発推進課 生活支援相談課
2	相談から支援までワンストップで対応できる体制を強化します。 - 被害者の安全確保や負担軽減を図るため、関係各課が連携し、ワンストップサービス（相談・支援窓口の一元化）体制を強化します。 - 相談から支援までの手続きが短時間で効果的に実施できるよう、連携強化を図ります。	生活支援相談課 関係各課

3	関係職員、相談員等の人材育成を図ります。 ・被害者支援に携わる職員や相談員等の資質向上や次世代育成と二次的被害（※9）防止等のため、内部・外部研修の機会を作ります。 ・市内 DV 対策連携会議等を利用して、DV に対する正しい理解や全庁的な意識づけのための研修を行います。	人権啓発推進課 生活支援相談課
取 組 内 容		主な担当課
4	被害者の置かれている状況に応じ、関係各課と情報共有を行います。 ・必要に応じて、被害者の状況や必要とする支援について関係各課で情報を共有し、迅速な対応に努めます。	生活支援相談課 市民課 こども家庭しあわせ課 住宅課 他
5	被害者並びに加害者の特性（外国人、障害のある人、高齢者、LGBT等）に応じた情報提供や相談支援を行います。 ・相談窓口や制度の紹介、各種手続きの説明等を掲載した外国語によるリーフレット等を配布します。 ・関係各課や関係機関と連携し、適切な対応を図ります。	人権啓発推進課 生活支援相談課 みなと振興・国際交流課 高齢者支援課 障害福祉・国民年金課 他
6	加害者からの相談に対応します。 ・国や京都府が実施する加害者プログラム等の情報提供を行います。	生活支援相談課 人権啓発推進課

主要施策(2) 相談に関する関係機関との連携

	取 組 内 容	主な担当課
1	京都府家庭支援総合センター、京都府北部家庭支援センター、京都府中丹東保健所や舞鶴警察署等の関係機関と十分な連携を図ります。 ・関係機関との連携を強化し、DV や児童虐待など家庭問題を総合的に相談・支援できる体制を確立し、連携を強化します。	生活支援相談課 福祉部各課 健康・こども部各課
2	切れ目のない支援体制に向けた転居元・転居先の関係機関との連携 ・転居を伴う被害者に対して、転居元・転居先の市町村等との情報共有を行い、継続的な支援ができるよう努めます。	生活支援相談課 市民課 保険医療課 高齢者支援課 障害福祉・国民年金課 他

主要施策(3) 緊急時における被害者の安全確保

	取 組 内 容	主な担当課
1	関係各課及び関係機関等との迅速な連携と情報共有を図り、被害者等の安全確保を最優先に考えた対応を行います。 ・警察等との連携により状況に応じた被害者の安全確保を行います。	生活支援相談課
2	一時保護が必要な被害者について、京都府家庭支援総合センターと連携し、一時保護施設への入所を支援します。 ・必要に応じて警察と連携し、一時保護施設までの同行支援を行います。	生活支援相談課

3	一時保護施設への入所等に際して、被害者等の状況に応じた必要な支援を行います。	生活支援相談課
4	被害者の子ども等家族の安全確保を図ります。 ・被害者が避難時に同伴できなかった子どもや家族が安心して生活できるよう、警察、学校等と連携して支援を行います。	生活支援相談課 学校教育課 こども家庭しあわせ課
5	必要に応じて、一時保護施設以外の緊急避難先の確保に係る支援策を図ります。	人権啓発推進課 生活支援相談課 こども家庭しあわせ課

主要施策(4) 被害者等の情報管理の徹底

	取 組 内 容	主な担当課
1	被害者等の個人情報(特に加害者)に知られないよう、情報管理を徹底します。	全課
2	住民基本台帳の閲覧及び住民票の写し、戸籍の附票の写しの発行、マイナンバーによる情報開示を申し出により制限し、情報管理を徹底します。 ・被害者に申出の手続きや閲覧等の制限について情報提供します。 ・申出があった場合には、住民基本台帳の閲覧等の制限を実施するとともに、住民基本台帳データに基づき事務処理を行う関係各課においても情報管理を徹底します。	市民課 関係各課
3	被害者の子どもに関する居所等の情報について、学校関係者等に守秘義務の徹底を図ります。	子育て応援課 学校教育課 乳幼児教育推進課

主要施策(5) 保護命令等に関する支援

	取 組 内 容	主な担当課
1	保護命令制度に関する情報提供を行います。 ・保護命令制度の説明と保護命令関係書類の作成支援を行います。 ・保護命令を裁判所に申し立てる際に、状況に応じて裁判所への同行等、必要な支援を行います。	生活支援相談課
2	配偶者暴力相談支援センターにて、「配偶者からの暴力の被害者に係る証明書」を発行します。	生活支援相談課
3	住民基本台帳の閲覧等の制限を利用する際、必要な支援を行います。	生活支援相談課

(※9) 二次的被害

被害者と接する者の不適切な対応により、被害者に生じるさらなる被害のこと

基本目標4 自立のための継続的支援体制の確立

被害者が社会的に自立して生活するためには、経済的支援、住宅の確保、子どもの育成、心のケアなど様々な支援が必要であり、被害者一人ひとりのニーズに合わせた切れ目のない支援を行うため、関係機関が連携し、一体となって支援していくことが必要です。

保護命令、離婚、養育費等の法的課題の解決に向けた支援、生活保護制度をはじめとする福祉・保険制度による支援、住宅確保に向けた支援、就労に向けた支援、心理的な支援、子どもへの支援等を関係各課が連携して行います。

主要施策(1) 被害者への自立に関する支援

	取 組 内 容	主な担当課
1	被害者の自立支援全般に関する情報提供や助言を行うとともに、被害者の状況に応じた支援を行います。	生活支援相談課 関係各課
2	一時保護から母子の保護・自立のための「母子生活支援施設」等への入所支援を行います。	こども家庭しあわせ課
3	転出先市町村へ被害者についての情報提供を行い、切れ目のない支援が実施できるよう努めます。	生活支援相談課 関係各課
4	生活保護等の各種福祉保険制度、各種支援制度に関する情報提供とその活用による支援を行います。	生活支援相談課 福祉援護課 子育て応援課 福祉企画課 他
5	国民健康保険や医療費助成、国民年金等の制度に関する情報提供とその活用による支援を行います。	保険医療課 障害福祉・国民年金課
6	保護命令が発令されるなどした被害者に対して、市営住宅を一時入居先として提供するとともに、市営住宅や府営住宅の入居について情報提供を行います。	住宅課 生活支援相談課
7	市就業支援センターにおいてハローワーク舞鶴や北京都ジョブパーク等と連携し、就労支援や職業訓練等の情報提供を行います。	産業活力課
8	母子自立支援員による就労相談や、母子家庭等自立支援給付金制度等の活用についての情報提供を行います。	子育て応援課
9	被害者の離婚、子どもの親権等法的問題を解決するための法律に関する相談や情報提供を行います。	生活支援相談課
10	住民基本台帳の閲覧制限について、定期的に状況確認し、必要な支援を図ります。	市民課 生活支援相談課

主要施策(2) 被害者への心理的な支援

	取 組 内 容	主な担当課
1	被害者に対してカウンセリング等心理的な支援を継続的に行える環境整備を検討します。	人権啓発推進課 生活支援相談課
2	京都府家庭支援総合センター、京都府北部家庭支援センター、京都府中丹東保健所等と連携し、カウンセリングや精神的治療に関する専門機関について情報提供を行います。	人権啓発推進課 生活支援相談課

主要施策(3) 被害者の子ども等に関する支援

	取 組 内 容	主な担当課
1	保育所への優先入所や学校における就学の確保等、適切な支援を行います。	乳幼児教育推進課 学校教育課
2	学校等において適切な配慮が受けられるよう、保育所、幼稚園、学校等との連携を図り、保育士や教職員、スクールカウンセラーによる見守り支援・相談体制を充実します。	乳幼児教育推進課 学校教育課
3	心身のケアを必要とする子どもに対して、関係機関等と連携して適切な支援を行います。	こども家庭しあわせ課 乳幼児教育推進課 学校教育課
4	ファミリーサポートセンターや子育て支援サービスについての情報提供を行います。	こども家庭しあわせ課 子育て応援課
5	就学援助制度や奨学金制度について情報提供を行います。	学校教育課
6	関係機関との連携による子どもへの継続的な支援を実施します。 ・要保護児童対策地域協議会等、関係機関の支援方針等について話し合い、情報共有を図ります。 ・乳幼児健診等を通じて子どもの成長・発達を確認し、被害者の状況把握と継続支援を行います。	こども家庭しあわせ課 子育て応援課
7	地域で子どもに関わるあらゆる関係者に対して、DV が子どもに及ぼす影響についての理解を深める研修や啓発を行います。	人権啓発推進課
8	被害者の親族等からの相談に応じる体制を図ります。	生活支援相談課

基本目標5 関係機関との連携強化

被害者への適切な支援を行うため、安全確保と自立に向けた各段階で関係機関と緊密な連携を図ることが大切です。関係各課が連携し情報共有を図り、効率的・効果的な支援ができるようネットワークを充実させることが求められています。

また、京都府家庭支援総合センター、京都府北部家庭支援センター、京都府中丹東保健所、舞鶴警察署等の関係機関、医療機関、他関係団体等と連携をさらに強化する中で、いざという時に協力して被害者支援ができる体制が必要です。

さらに、DVの特性について十分理解し、きめ細やかでニーズに応じた支援ができる人材の育成が必要です。

主要施策(1) 市における体制の強化

	取 組 内 容	主な担当課
1	関係各課によるDV対策連絡会議を開催し、DV防止に関する啓発や、制度についての研修、被害者等の緊急保護、自立支援等の状況把握などを行います。	人権啓発推進課 関係各課

主要施策(2) 関係機関、関係団体との連携・協力

	取 組 内 容	主な担当課
1	被害者の相談対応、安全確保、自立支援等について、京都府北部家庭支援センターや京都府中丹東保健所、舞鶴警察署等の関係機関との連携を強化します。 ・定期的にDV被害者支援について情報交換を行う場を設け、総合的に相談・支援できる体制を確立します。	人権啓発推進課 生活支援相談課
2	重層的支援体制整備事業における包括的相談支援事業の活用により、被害の発見や、被害者の複合した課題解決のため、連携に努めます。	生活支援相談課
3	DV防止に関する啓発を効果的に進めるとともに、被害者に対する適切な支援を行うため、配偶者等からの暴力に関するネットワーク京都協議会とも連携し、行政機関、警察、医療機関、関係団体等とのネットワークの構築に努めます。	人権啓発推進課 生活支援相談課
4	被害者の保護・支援等について近隣自治体や関係自治体との連携を図ります。	生活支援相談課
5	DV防止に関する啓発や被害者の支援を行う団体に対する支援に努めます。(再掲 1-(1)-6と同じ)	人権啓発推進課

主要施策(3) 職員等に対する研修

	取 組 内 容	主な担当課
1	関係職員、相談員等の人材育成を図ります。 ・ 被害者支援に携わる職員や相談員等の資質向上のため、内部・外部の研修の機会を作ります。 ・ 市内 DV 対策連携会議等を利用して、DV に対する正しい理解や全庁的な意識づけのための研修を行います。(再掲 3-(1)-4と同じ)	人権啓発推進課 関係各課

主要施策(4) 調査・研究の推進

	取 組 内 容	主な担当課
1	市民アンケート調査等によりDVに関する現状や市民意識を把握し、課題を明らかにすることによりDV関連施策への反映に努めます。	人権啓発推進課 生活支援相談課
2	国や京都府が実施する調査・研究及び意識調査等の成果について情報収集に努めます。	人権啓発推進課 生活支援相談課

主要施策(5) 苦情処理体制の整備

	取 組 内 容	主な担当課
1	被害者や支援者等から、市のDV対策に係る取組みに対して苦情の申出を受けたときは、所管課において適正かつ迅速に対応するとともに、処理結果について申出者に対して説明責任を果たすよう努めます。	関係各課
2	苦情及びその処理内容について関係各課で情報を共有し、被害者に対する適切な対応に努めます。	関係各課

参 考 資 料

- 1 相談機関一覧
- 2 計画の改定経過
- 3 舞鶴市男女共同参画審議会委員名簿
- 4 関係法令等

1 相談機関一覧

※令和7年3月現在の内容です。内容については、変更される場合があります。

※★マークの付いている相談は、いずれも予約が必要です。

区分	相談機関	電話番号	開設日・時間
舞鶴市	女性のための相談室	0773-65-0056	【電話相談】 月～金曜日 9:00～16:00 (祝日・年末年始を除く)
	舞鶴市配偶者暴力相談支援センター		【★面接相談】 月～金曜日 9:00～16:00 (祝日・年末年始を除く)
配偶者 暴力相談 支援センター	京都府家庭支援総合センター	075-531-9910	【電話相談】 毎日 9:00～20:00 ＊緊急の相談・通報は 24時間受付 ＊必要に応じて一時保護も 行っています。
			【★面接相談】 月～金曜日 9:00～19:00 (祝日・年末年始を除く)
	京都府北部家庭支援センター (福知山児童相談所)	0773-22-9911	【電話相談】 月～金曜日 9:00～17:00 (祝日・年末年始を除く)
			【★面接相談】 月～金曜日 9:00～16:00 (祝日・年末年始を除く)
警察	舞鶴警察署 (生活安全課)	0773-75-0110	緊急時は「110番」
保健所	京都府中丹東保健所	0773-75-0856	月～金曜日 8:30～17:00 (祝日・年末年始を除く)

2 計画の策定経過

開催日	開催（実施）事項	内容
8月29日	第1回 舞鶴市男女共同参画審議会	・DV 対策基本計画の策定について諮問
10月7日	第2回 舞鶴市男女共同参画審議会	・計画の内容について
11月19日	第3回 舞鶴市男女共同参画審議会	・答申案について

3 舞鶴市男女共同参画審議会委員名簿

◎…会長 ○…副会長

(敬称略、50音順)

氏 名	所 属 等	条例に基づく 区 分
市田 奈津子	京都府北部家庭支援センター	関係行政機関
◎稲葉 カヨ	元京都大学理事・副学長	学識経験者
伊庭 節子	NPO 法人まいづるネットワークの会	関係団体
梅澤 秀明	京都府教育委員会認定フリースクール 聖母の小さな学校	その他
片又 康夫	舞鶴人権擁護委員協議会	その他
加茂前 都美子	株式会社光栄ビルメンテナンス	その他
阪口 靖敬	舞鶴市立中学校長会	その他
仙田 晴樹	社会福祉法人舞鶴双葉寮	その他
○西谷 和子	公募	市民

任期：令和6年8月1日～令和8年7月31日

※舞鶴市男女共同参画推進条例第17条第6項に基づく区分

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 関係団体の構成員
- (4) 市民
- (5) その他市長が適当と認める者

4 関係法令等

(1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

URL : <https://laws.e-gov.go.jp/law/413AC0100000031>

[e-Gov 法令検索]

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 全文→



(2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針

URL : https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/law/pdf/r5_04.pdf

[内閣府男女共同参画局ホームページ]

配偶者暴力防止法 基本方針 全文→



(3) 舞鶴市男女共同参画推進条例

URL :

https://www.city.maizuru.kyoto.jp/html/reiki_int/reiki_honbun/k104RG00001002.html

[舞鶴市ホームページ]

舞鶴市男女共同参画推進条例 全文→

